

平成27年6月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成27年4月内容）

有効求人数	32,755人	対前年同月比11.1%増(8ヶ月連続の増加)
有効求職者数	39,717人	対前年同月比5.5%減(60ヶ月連続の減少)
有効求人倍率	0.87倍	対前月 0.01P増

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・若者、女性、障害者、高年齢者の就業実現

2 新規学卒者の採用確保のため経済団体等へ訪問要請

6月1日（月）に経済団体等5団体を訪問し、来春の新規学卒者に係る採用枠確保及び採用選考の早期実施について要請

3 平成27年労働災害発生状況（4月末）

・死亡者数	4人	前年比	3人（42.9%）減少
・休業4日以上之死傷者数	416人	前年比	21人（4.8%）減少

労働災害防止団体、業界団体、建設工事発注機関等との連携を図り、目標達成に向けた積極的な労働災害防止対策を講じる。

4 全国安全週間（7月1日～7日）に係る説明会の実施

全国安全週間の準備期間（6月）に、県内39会場で全国安全週間説明会を開催する。

5 男女雇用機会均等月間（6月）の取組

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等均等法令の周知徹底を図る。

6 労働保険の年度更新申告受付の実施

県内の28会場で、労働保険の年度更新申告の受付を実施する。

4月の有効求人倍率は0.87倍で、 前月を0.01ポイント上回る

鹿児島県の4月の有効求人倍率(季節調整値)は0.87倍となり、前月(0.86倍)を0.01ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.26倍となり、前月(1.33倍)を0.07ポイント下回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.47倍となり、前年同月(0.41倍)を0.06ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ4.2%増と8か月連続で上回りました。

産業別では前年同月に比べ、建設業(12.1%減)は4か月ぶりの減少、製造業(12.4%増)は4か月連続の増加、運輸、郵便業(5.8%減)は2か月ぶりの減少、卸売業、小売業(6.0%減)は4か月ぶりの減少、宿泊業、飲食サービス業(3.4%増)は3か月連続の増加、医療、福祉(3.3%増)は8か月連続の増加、サービス業(他に分類されないもの)(33.9%増)は5か月連続の増加となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ3.0%減と10か月連続の減少となりました。

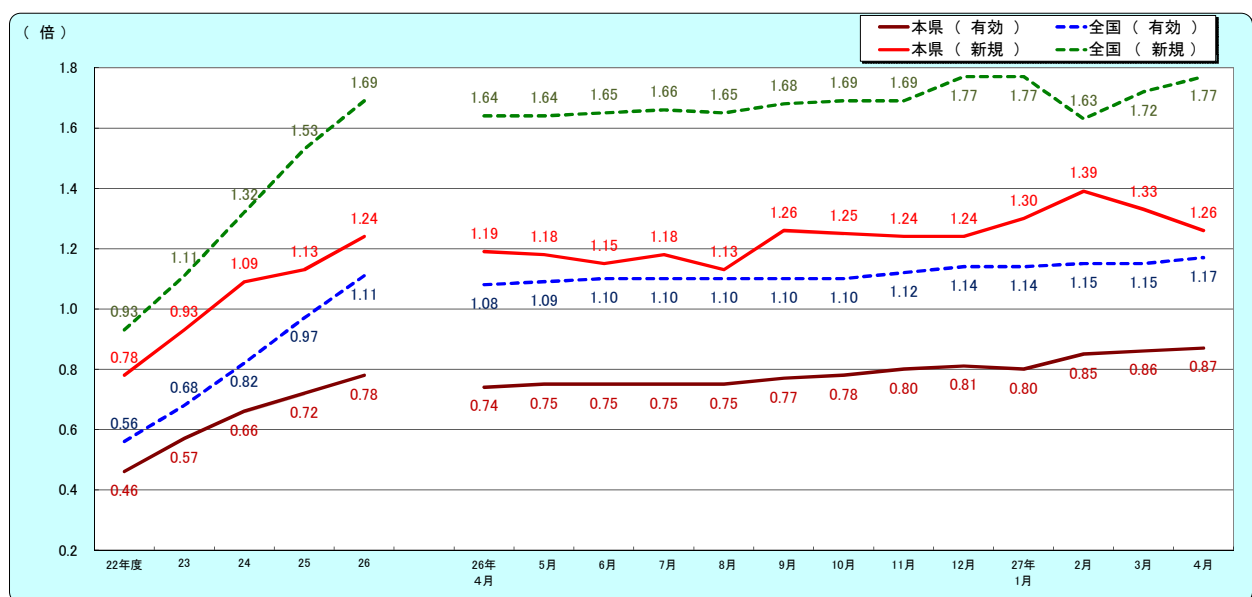
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(3.6%増)は5か月連続の増加、離職求職者(2.2%減)は16か月連続の減少、無業求職者(15.9%減)は21か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(1.8%増)は16か月ぶりに増加に転じました。自己都合離職者(3.3%減)は4か月連続の減少となりました。

政府の5月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」として据え置いたものの、前月までの「企業部門に改善がみられる」の部分を削除しました。また、雇用情勢についても、「改善傾向にある。」として据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数、有効求人数が8か月連続で前年を上回り、有効求人倍率も前月を上回るなど、改善傾向が続いているところですが、求人の増減において産業毎にばらつきがあり、改善傾向が一時的な動きにとどまるものであるかなど、今後の求人動向について、注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

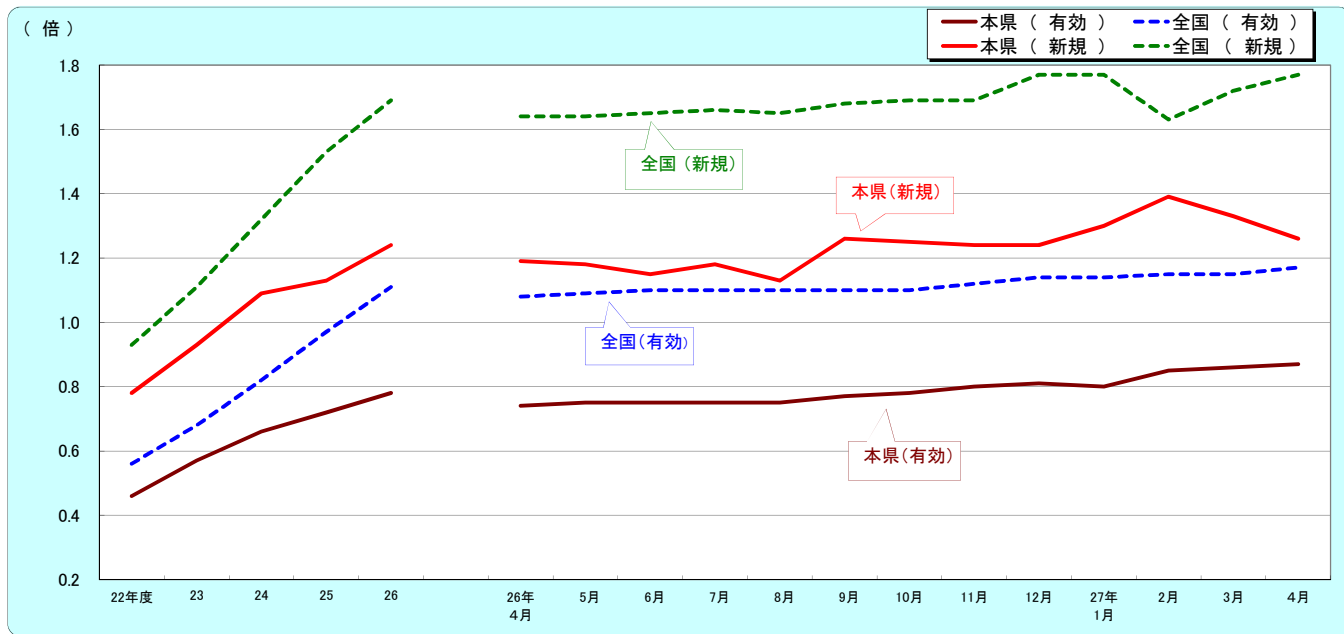


最近の雇用失業情勢 (平成27年4月分)

概況

・鹿児島県の4月の有効求人倍率(季節調整値)は0.87倍となり、前月を0.01ポイント上回った。
なお、全国の4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.17倍となり、前月を0.02ポイント上回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		22年度	23	24	25	26	26年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年1月	2月	3月	4月
有効求人倍率	本県	0.46	0.57	0.66	0.72	0.78	0.74	0.75	0.75	0.75	0.75	0.77	0.78	0.80	0.81	0.80	0.85	0.86	0.87
	全国	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17
新規求人倍率	本県	0.78	0.93	1.09	1.13	1.24	1.19	1.18	1.15	1.18	1.13	1.26	1.25	1.24	1.24	1.30	1.39	1.33	1.26
	全国	0.93	1.11	1.32	1.53	1.69	1.64	1.64	1.65	1.66	1.65	1.68	1.69	1.69	1.77	1.77	1.63	1.72	1.77

*26年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

4月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ4.2%増と8ヶ月連続の増加となった。

4月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(12.1%減)は4ヶ月ぶりの減少、【製造業】(12.4%増)は4ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(5.8%減)は2ヶ月ぶりの減少、【卸売業、小売業】(6.0%減)は4ヶ月ぶりの減少、【宿泊業、飲食サービス業】(3.4%増)は3ヶ月連続の増加、【医療、福祉】(3.3%増)は8ヶ月連続の増加、【サービス業】(33.9%増)は5ヶ月連続の増加となった。

4月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ11.1%増と8ヶ月連続の増加となった。

()内前年同月比(%)

	平成26年度		平成27年							
	(月平均)		1月		2月		3月		4月	
新産業分類										
新規求人数	11,548	(3.4)	12,696	(3.3)	13,722	(18.1)	12,944	(13.1)	12,216	(4.2)
D 建設業	791	(▲ 11.1)	738	(0.8)	746	(8.0)	746	(7.2)	761	(▲ 12.1)
E 製造業	1,013	(0.6)	1,074	(8.9)	1,043	(9.0)	1,327	(19.2)	1,049	(12.4)
H 運輸業、郵便業	505	(1.4)	523	(▲ 4.7)	422	(▲ 8.5)	624	(67.7)	518	(▲ 5.8)
I 卸売業、小売業	2,011	(1.5)	2,239	(3.2)	2,444	(29.2)	2,003	(1.2)	1,959	(▲ 6.0)
M 宿泊業、飲食サービス業	930	(▲ 0.3)	1,073	(▲ 7.7)	1,183	(27.1)	1,000	(7.9)	947	(3.4)
P 医療、福祉	2,980	(7.2)	3,549	(8.9)	3,470	(10.5)	3,387	(15.5)	3,112	(3.3)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,523	(14.7)	1,592	(9.9)	1,853	(20.8)	1,842	(29.1)	1,863	(33.9)
有効求人数	29,493	(2.8)	28,956	(5.7)	31,938	(10.4)	34,338	(12.1)	32,755	(11.1)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

4月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ3.0%減と10ヶ月連続の減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(3.6%増)は5ヶ月連続の増加となった。

また、離職求職者(2.2%減)は16ヶ月連続の減少、無業求職者(15.9%減)は21ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(1.8%増)は16ヶ月ぶりに増加に転じた。

自己都合離職者(3.3%減)は4ヶ月連続の減少となった。

4月の受給資格決定件数(1.6%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

また、受給者実人員(8.9%減)は25ヶ月連続の減少となった。

4月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ5.5%減と60ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成26年度 (月平均)		平成27年							
			1月		2月		3月		4月	
新規求職者数	9,341	(▲ 5.4)	9,958	(▲ 7.7)	9,406	(▲ 4.0)	9,854	(▲ 1.8)	12,858	(▲ 3.0)
44歳以下	5,688	(▲ 7.2)	6,071	(▲ 10.0)	5,752	(▲ 4.5)	5,997	(▲ 3.0)	7,066	(▲ 8.6)
※うち34歳以下	3,638	(▲ 9.3)	3,891	(▲ 10.2)	3,560	(▲ 6.5)	3,829	(▲ 5.2)	4,480	(▲ 11.5)
45歳以上	3,653	(▲ 2.3)	3,887	(▲ 3.9)	3,654	(▲ 3.2)	3,857	(0.2)	5,792	(5.0)
うち55歳以上	2,033	(▲ 0.8)	2,110	(▲ 5.8)	1,952	(▲ 2.6)	2,203	(8.5)	3,637	(7.1)
雇用保険受給資格決定件数	2,314	(▲ 4.4)	2,155	(▲ 10.2)	1,931	(▲ 0.2)	2,019	(1.3)	4,175	(▲ 1.6)
有効求職者数	37,705	(▲ 2.8)	33,574	(▲ 7.6)	35,246	(▲ 6.9)	37,257	(▲ 5.9)	39,717	(▲ 5.5)
44歳以下	20,849	(▲ 8.0)	18,570	(▲ 9.2)	19,683	(▲ 7.4)	20,872	(▲ 6.5)	21,548	(▲ 7.8)
※うち34歳以下	13,109	(▲ 9.7)	11,669	(▲ 10.7)	12,255	(▲ 8.9)	13,004	(▲ 7.8)	13,439	(▲ 9.7)
45歳以上	16,856	(▲ 2.8)	15,004	(▲ 5.5)	15,563	(▲ 6.3)	16,385	(▲ 5.2)	18,169	(▲ 2.6)
うち55歳以上	9,977	(▲ 1.7)	8,744	(▲ 5.2)	9,029	(▲ 5.9)	9,628	(▲ 2.6)	11,090	(0.4)
雇用保険受給者実人員	7,917	(▲ 6.7)	7,121	(▲ 13.1)	6,845	(▲ 9.7)	6,697	(▲ 9.0)	6,720	(▲ 8.9)

※(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	平成26年度 (月平均)		平成27年							
			1月		2月		3月		4月	
新規常用求職者	9,239	(▲ 5.6)	9,853	(▲ 8.1)	9,341	(▲ 4.3)	9,775	(▲ 2.2)	12,788	(▲ 3.1)
在職求職者	2,326	(1.5)	2,862	(1.5)	3,145	(1.1)	3,019	(8.1)	2,270	(3.6)
離職求職者	5,668	(▲ 7.3)	5,777	(▲ 11.4)	4,976	(▲ 6.6)	5,366	(▲ 6.8)	9,021	(▲ 2.2)
うち事業主都合	1,445	(▲ 12.4)	1,319	(▲ 15.3)	1,162	(▲ 10.1)	1,283	(▲ 12.1)	3,078	(1.8)
うち自己都合	3,918	(▲ 4.6)	4,171	(▲ 9.7)	3,563	(▲ 5.1)	3,793	(▲ 3.6)	5,354	(▲ 3.3)
無業求職者	1,245	(▲ 9.6)	1,214	(▲ 12.2)	1,220	(▲ 7.6)	1,390	(▲ 3.7)	1,497	(▲ 15.9)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

4月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ2.0%減と2ヶ月ぶりの減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成26度 (月平均)		平成27年							
			1月		2月		3月		4月	
就職件数	3,759	(▲ 4.9)	3,058	(▲ 1.2)	3,569	(▲ 2.0)	4,718	(4.8)	4,521	(▲ 2.0)
44歳以下	249	(▲ 6.3)	1,941	(▲ 6.3)	2,197	(▲ 4.3)	2,982	(4.1)	2,811	(▲ 5.2)
※うち34歳以下	1,368	(▲ 7.9)	1,087	(▲ 6.9)	1,240	(▲ 4.7)	1,690	(3.5)	1,635	(▲ 6.8)
45歳以上	1,362	(▲ 2.4)	1,117	(9.2)	1,372	(1.9)	1,736	(6.0)	1,710	(3.7)
うち55歳以上	643	(▲ 2.9)	507	(9.5)	649	(▲ 2.7)	833	(8.5)	822	(5.4)
雇用保険受給者	884	(▲ 2.3)	738	(0.4)	761	(0.4)	1,009	(2.9)	939	(2.1)

5. 完全失業率(全国)

	24年平均	25年平均	26年平均	平成26年11月	12月	平成27年1月	2月	3月	4月
完全失業率 (%)	4.3	4.0	3.6	3.5	3.4	3.6	3.5	3.4	3.3
完全失業者数 (万人)	285	265	236	219	210	231	226	228	234

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

平成27年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	15,635												15,635
	有効求人	15,123												15,123
	求人倍率	0.97												0.97
北薩地域	有効求職	5,202												5,202
	有効求人	3,917												3,917
	求人倍率	0.75												0.75
川内	有効求職	2,582												2,582
	有効求人	1,912												1,912
	求人倍率	0.74												0.74
出水	有効求職	2,040												2,040
	有効求人	1,564												1,564
	求人倍率	0.77												0.77
宮之城	有効求職	580												580
	有効求人	441												441
	求人倍率	0.76												0.76
大隅地域	有効求職	5,509												5,509
	有効求人	4,317												4,317
	求人倍率	0.78												0.78
鹿屋	有効求職	3,736												3,736
	有効求人	2,900												2,900
	求人倍率	0.78												0.78
大隅	有効求職	1,773												1,773
	有効求人	1,417												1,417
	求人倍率	0.80												0.80
南薩地域	有効求職	4,863												4,863
	有効求人	3,482												3,482
	求人倍率	0.72												0.72
加世田	有効求職	1,806												1,806
	有効求人	1,345												1,345
	求人倍率	0.74												0.74
伊集院	有効求職	1,826												1,826
	有効求人	1,130												1,130
	求人倍率	0.62												0.62
指宿	有効求職	1,231												1,231
	有効求人	1,007												1,007
	求人倍率	0.82												0.82
始良地域	有効求職	5,831												5,831
	有効求人	4,089												4,089
	求人倍率	0.70												0.70
国分	有効求職	5,045												5,045
	有効求人	3,599												3,599
	求人倍率	0.71												0.71
大口	有効求職	786												786
	有効求人	490												490
	求人倍率	0.62												0.62
熊毛地域	有効求職	734												734
	有効求人	585												585
	求人倍率	0.80												0.80
奄美地域	有効求職	1,943												1,943
	有効求人	1,242												1,242
	求人倍率	0.64												0.64
県計	有効求職	39,717												39,717
	有効求人	32,755												32,755
	求人倍率	0.82												0.82

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域 … 鹿児島
北薩地域 … 川内、出水、宮之城
大隅地域 … 鹿屋、大隅
南薩地域 … 加世田、伊集院、指宿

始良地域 … 国分、大口
熊毛地域 … 熊毛
奄美地域 … 名瀬

新規学卒者に係る採用枠確保のために 経済団体等への訪問要請を行います

高校生の求人受付が6月22日から開始されることを受けて、県、県教育委員会、国（鹿児島労働局）が一体となって、6月1日（月）に、経済団体等5団体を訪問し、来春の新規学卒者の採用枠確保及び採用選考の早期実施についての要請書を手渡し、各団体の会員企業に新規学卒者が一人でも多く採用されるよう協力をお願いすることとしています。

高校生が応募先を選択する場合、高校生の採用選考が開始される9月16日に向けて、夏休み期間中に、本人、保護者、教職員の三者で応募先を検討する傾向にあるため、その前に提出された求人が検討の対象となることが考えられます。

全国的に有効求人倍率が上昇傾向にあるなど、全体として採用意欲が高まっていることから、来春の新規学卒者の人材確保のために、早期の求人提出をお願いするものです。

（職業安定部地方訓練受講者支援室）

平成 27 年における労働災害発生状況（4 月末）

平成 27 年 4 月末現在における業種別労働災害発生状況を取りまとめましたので発表します。

死傷者数（休業 4 日以上）は、前年より 21 人少ない 416 人で、死亡者数は 3 人減の 4 人となっています。

業種別の死傷者数は、製造業 78 人（対前年比－6 人）、建設業 78 人（同＋13 人）、運輸交通業 53 人（同－13 人）、商業 50 人（同－25 人）、保健衛生業 43 人（同－1 人）、業種別の死亡者数は、製造業 1 人（同－1 人）、建設業 1 人（同±0 人）、農林業 1 人（＋1 人）、畜産・水産業 1 人（同＋1 人）となっています。

特に建設業において死傷者数が増加していることから、今後も労働災害防止団体、業界団体、建設工事発注機関等との連携を図るとともに、第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、積極的な労働災害防止対策を講じていくこととしています。

（労働基準部健康安全課）

平成27年 業種別死傷災害発生状況（4月末）

鹿児島労働局

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	416	4	437	7	-21	-3
1 製造業	78	1	84	2	-6	-1
1 食料品製造業	44		52	1	-8	-1
4 木材・木製品製造業	1		8		-7	0
9 窯業土石製品製造業	4		3		1	0
11～12 金属製品製造業	6	1	4		2	1
13～15 機械機具製造業	8		6		2	0
上記以外の製造業	15		11	1	4	-1
2 鉱業	0		1		-1	0
3 建設業	78	1	65	1	13	0
1 土木工事業	24	1	30	1	-6	0
2 建築工事業	46		29		17	0
3 その他の建設業	8		6		2	0
4 運輸交通業	53		66	3	-13	-3
1 鉄道・航空機業	2		2		0	0
2 道路旅客運送業	2		7	1	-5	-1
3 道路貨物運送業	49		57	2	-8	-2
4 その他の運輸交通業	0		0		0	0
5 貨物取扱業	5		4		1	0
1 陸上貨物取扱業	1		3		-2	0
2 港湾運送業	4		1		3	0
6 農林業	21	1	21		0	1
1 農業	7		7		0	0
2 林業	14	1	14		0	1
7 畜産・水産業	21	1	19		2	1
8 商業	50		75		-25	0
1 卸売業	4		10		-6	0
2 小売業	38		60		-22	0
3 理美容業	0		0		0	0
4 その他の商業	8		5		3	0
9 金融・広告業	2		3		-1	0
11 通信業	1		2		-1	0
12 教育・研究業	4		3		1	0
13 保健衛生業	43		44		-1	0
1 医療保健業	16		18		-2	0
2 社会福祉施設	26		23		3	0
3 その他の保健衛生業	1		3		-2	0
14 接客娯楽業	29		25	1	4	-1
1 旅館業	7		4		3	0
2 飲食店	12		14	1	-2	-1
3 その他の接客娯楽業	10		7		3	0
上記以外の事業	31		25		6	0
10 映画・演劇業	0		0		0	0
15 清掃・と畜業	19		12		7	0
16 官公署	2		0		2	0
17 その他の事業	10		13		-3	0
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）	50		60	2	-10	-2
第三次産業（8～17）	160		177	1	-17	-1

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成２７年度全国安全週間説明会を開催します

７月１日から、「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」をスローガンとする第８８回全国安全週間が始まります。

全国安全週間は、昭和３年に初めて実施されて以来、一度の中断もなく続けられ、今年で８８回目を迎えます。

鹿児島労働局では、全国安全週間準備期間である６月１日から６月３０日までの間に、県内の３９会場（平成２７年度全国安全週間説明会日程表参照）で安全週間説明会を開催し、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動が着実に実施されるよう、指導・啓発に取り組めます。

また、６月は今年１年をプロジェクト期間として実施している「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」の重点取組期間であることから、併せて安全週間説明会において指導・啓発に取り組めます。

（労働基準部健康安全課）

資料 第８８回全国安全週間リーフレット
平成２７年度 全国安全週間説明会日程表
ＳＴＯＰ転倒災害リーフレット

第 88 回 全国安全週間

期 間：平成 27 年 7 月 1 日 (水) ～ 7 日 (火)

【準備期間：平成 27 年 6 月 1 日 (月) ～ 30 日 (火)】

(スローガン)

き け ん み か い ぜ ん
危険見つけてみんなで改善
い し き た か あ ん ぜ ん し ょ く ば
意識高めて安全職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で88回目を迎えます。

労働災害のない、安心して働ける職場は、働く誰もが求めるものです。それぞれの事業場において、労使が協調して行われているいろいろな取組の積み重ねにより、労働災害が長期的に減少していることはご存じのとおりです。

しかしながら、平成22年以降の5年間のうち4年間は、労働災害の発生件数が前年を上回っており、特に平成26年につきましては、上半期に前年同期を大幅に上回る緊急事態となりました。このため、8月に「労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策」を実施し、上半期の増加分を挽回しきれなかったものの、下半期の実績は前年同期を下回りました。

平成27年につきましては、緊急対策による労働災害の減少傾向を継続し、労働災害の発生件数を何としても前年を大幅に下回ることが目標にしています。厚生労働省におきましても、これまでの重点業種ごとの対策に加え、業種横断的な対策として、1月には「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」を開始し、5月には交通労働災害防止対策を展開しています。

皆様の職場におきましても、「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」のスローガンのもと、職場の全員参加で危険箇所を見つけ出し、必要な対策を講じますとともに、職場で働く一人ひとりの安全意識を高めて、安心して働ける職場づくりを達成いただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

平成 27 年度全国安全週間実施要綱について

①全般的事項

- ・安全衛生管理体制の確立
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ・自主的な安全衛生活動の促進
- ・STOP！転倒災害プロジェクト2015
- ・交通労働災害防止対策 など

②業種の特性に対応した対策・特定の災害に対する対策の推進

(1) 製造業における労働災害防止対策

- ・機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非常作業に係る安全作業マニュアルの整備
- ・災害事例や視聴覚教材を活用した未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容の充実・強化 など

(2) 建設業における労働災害防止対策

< 一般的事項 >

- ・元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ・足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策の徹底
- ・事業所と現場の車両移動時の運転者の疲労軽減への配慮 など

< 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 >

- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底
- ・職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用 など

(3) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

- ・荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- ・荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施 など

(4) 第三次産業における労働災害防止対策

- ・安全推進者等、事業場における安全活動の推進役の選任及び安全パトロール等の実施

(5) 林業の労働災害防止対策

- ・車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底
- ・間伐作業での安全対策の徹底 など

(6) 石油コンビナート等における爆発・火災災害防止対策

- ・化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
- ・特に改造・修理等の非常作業におけるリスクアセスメント等の徹底、特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認等

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会

<http://www.jsha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

平成27年度 全国安全週間説明会日程表

	日時	業種	主催者	会場
鹿児島署管内	6月5日（金）13時30分～	全業種	基準協会	串木野さのさ荘 （シーサイドガーデンさのさ）
	6月8日（月）13時30分～	全業種	基準協会	枕崎市市民会館
	6月9日（火）10時30分～	建設	建災防	指宿建設会館
	6月9日（火）13時30分～	全業種	基準協会	指宿市民会館
	6月10日（水）13時30分～	全業種	基準協会	鹿児島総合卸商業団地協同組合
	6月11日（木）10時～	建設	建災防	南薩建設業会館
	6月11日（木）13時30分～	全業種	基準協会	南さつま市民会館
	6月12日（金）13時30分～	全業種	基準協会	鹿児島県歴史資料センター黎明館
	6月15日（月）10時～	建設	建災防	凌雲閣
	6月16日（火）10時～	建設	建災防	鹿児島県建設センター
	6月16日（火）13時30分～	建設	建災防	日置建設会館
	6月17日（水）13時30分～	建設	建災防	建築会館
	6月24日（水）13時30分～	建設	建災防	種子島建設会館
	6月25日（木）10時～	全業種	基準協会	種子島建設会館
	6月29日（月）13時30分～	建設	建災防	屋久島建設会館
	6月30日（火）10時～	全業種	基準協会	屋久島環境文化村センター
川内署管内	6月10日（水）13時30分～	全業種	基準協会	薩摩川内市国際交流センター
	6月11日（木）10時～	建設	建災防	出水建設会館
	6月11日（木）14時～	全業種	基準協会	出水音楽ホール
	6月16日（火）13時30分～	建設	建災防	宮之城建設会館
	6月17日（水）10時～	建設	建災防	川内建設会館
	6月23日（火）10時30分～	建設	建災防	甕島建設会館
鹿屋署管内	6月10日（水）13時30分～	建設	建災防	錦江町中央公民館
	6月15日（月）13時30分～	建設	建災防	曾於建設会館
	6月16日（火）13時30分～	建設	建災防	鹿屋建設会館
	6月17日（水）13時30分～	全業種	基準協会	鹿児島県交通安全協会志布志地区協会
	6月19日（金）14時～	全業種	基準協会	鹿屋市中央公民館
署加管内木	6月8日（月）14時～	全業種	基準協会	加音ホール
	6月9日（火）10時～	建設	建災防	始良郡建設会館
	6月10日（水）10時～	建設	建災防	大口建設会館
	6月10日（水）14時～	全業種	基準協会	伊佐市文化会館
	6月11日（木）10時～	建設	建災防	栗野建設会館
名瀬署管内	6月2日（火）10時～	一般	基準協会	奄美振興会館
	6月2日（火）13時30分～	建設	建災防	奄美建設会館
	6月5日（金）13時30分～	一般・建設	基準協会 建災防	瀬戸内建設会館
	6月8日（月）15時30分～	一般・建設	基準協会 建災防	与論町中央公民館
	6月9日（火）15時30分～	一般・建設	基準協会 建災防	和泊町中央公民館
	6月16日（火）10時～	一般・建設	基準協会 建災防	徳之島建設会館
	6月22日（月）13時30分～	一般・建設	基準協会 建災防	喜界町中央公民館



STOP!

転倒災害

職場で転んでケガすること、多くないですか?

仕事中に転んで、4日以上仕事を休んだ方は年間25,000人を超え、労働災害全体の1/5強を占めています！
仕事中も含めて一般生活で、転倒・転落で亡くなる方は交通事故で亡くなる方より多いのです。



今や、転倒災害の防止は、国民的課題です。
「STOP!転倒災害」職場から転倒災害をなくしましょう!

【STOP!転倒災害プロジェクト2015】とは?

厚生労働省と中央労働災害防止協会をはじめとする労働災害防止団体が主唱者となり、休業4日以上死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、今年1年をプロジェクト期間として「STOP!転倒災害プロジェクト2015」を開始します。

昨年は、記録的な大雪により、2月の転倒災害の発生件数が大幅に増加しました。今年もすでに多くの地域が大雪に見舞われています。

また、高年齢労働者が転倒した場合には、休業日数が長くなる傾向が見られ、労働力人口の一層の高齢化が見込まれる中、事業場における転倒災害防止対策の徹底が求められています。

このプロジェクトでは、転倒災害の多い2月と全国安全週間準備月間である6月を重点取組期間として、安心して働ける職場環境の実現を目指します。

転倒を防ぐコツ!

「スべる」「つまずく」「踏みはずす」これが転びの3タイプ。転倒災害を防ぐには、

- 1 転びを予防する基礎知識やノウハウを学び、職場に活かす
- 2 職場巡視、4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動を展開し、転びの要因を取り除く
- 3 KY(危険予知)で転ぶ危険を感じ取り、日々KY活動を実践する
- 4 転び多発場所にステッカーを貼るなど危険の「見える化」を進める
- 5 作業に適した転びにくい安全靴を使う
- 6 筋力アップや体力づくりの運動を行う

などの対策が望めます。

中央労働災害防止協会(中災防)は、みなさんの職場から転倒災害をなくすため、「転びの予防セミナー」など関連する研修・セミナー、企業への専門家派遣(安全診断、教育講師等)、ポスター・ステッカー等いろいろなツールを取り揃えています。

テキスト
の例



ポスター
の例



すべり止め
テープ



中央労働災害防止協会(中災防)は、「STOP!転倒災害プロジェクト2015」の特設サイトを開設し、みなさんからのアクセスお待ちしております。

詳しくはこちら → [中災防 転倒災害防止](#) で [検索](#)

「どうにかして転びの災害・事故を減らしたい」…ここに相談(無料)してください!

【中災防本部相談窓口】 TEL…03-3452-6296 メール…koho@jisha.or.jp

北海道安全衛生サービスセンター	011-512-2031	近畿安全衛生サービスセンター	06-6448-3450
東北安全衛生サービスセンター	022-261-2821	大阪労働衛生総合センター	06-6448-3464
関東安全衛生サービスセンター	03-5484-6701	中国四国安全衛生サービスセンター	082-238-4707
中部安全衛生サービスセンター	052-682-1731	同 四国支所	087-861-8999
同 北陸支所	076-441-6420	九州安全衛生サービスセンター	092-437-1664

STOP！マタハラ

STOP！セクハラ

6 月は第 30 回男女雇用機会均等月間です

厚生労働省では、昭和 61 年から男女雇用機会均等法が公布された 6 月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等取扱いについて社会一般に広く周知・啓発等を集中的に行っているところです。

男女雇用機会均等法が施行されて 30 年を迎える本年は、『職場のマタハラでつらい思い、していませんか？～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室へご相談ください！～』をテーマに、依然として女性労働者から雇用均等室に寄せられる相談件数が多く、社会的な問題となっている、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止について、均等法令のより一層の周知徹底を集中的に取り組めます。

鹿児島労働局において、多く寄せられているセクシュアルハラスメントについても、防止対策の措置が図られるよう、本月間にあわせて、集中的に周知・啓発を実施することとしています。

職場のマタハラでつらい思い、していませんか？

～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室へご相談ください！～

妊娠・出産・育休などを理由とする不利益な取扱いを行うことは、違法です！

妊娠や出産、育児休業などを理由とする解雇や雇い止め、降格などのいわゆる「マタニティハラスメント」は、男女雇用機会均等法第 9 条、育児・介護休業法第 10 条等で従来から禁止されています。

昨年度、マタハラに関する最高裁判決が出されたことも踏まえ、今年 1 月に解釈通達の一部改正され、違法性の判断基準がより明確になりました。妊娠・出産、育休等の事由の終了から 1 年以内に不利益取扱いがなされた場合、原則として「事由と不利益取扱いに因果関係がある」と解され、法違反となります。

『業務上の必要性から不利益取扱いをせざるを得ない特段の事情が存在する場合』や、『労働者本人が同意しており、一般的な労働者なら同意するような合理的な理由が客観的に存在するとき』など、法違反の例外と解される場合がありますが、例外はあくまでも例外です。

「妊娠を報告したら、退職してもらおうと言われた」、「正社員なのに、妊娠したらパートになれと言われた」、「うちは産休・育休制度はないからと言われた」など、マタハラでお困りの方は、**鹿児島労働局雇用均等室（099－222－8446）**までご相談ください。

☆マタハラに関する情報や、解釈通達等について（厚生労働省本省 HP 内「雇用均等」関係）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

参考資料 1) 第 30 回 男女雇用機会均等月間ポスター

2) マタハラ周知・啓発リーフレット

6月は第30回 男女雇用機会均等月間です

STOP!
マタハラ

職場のマタハラで つらい思い、していませんか？

「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談ください！

この様なことを理由として

- ・妊娠、出産
- ・産休、育休
- ・妊婦健診やつわり、切迫流産で仕事を休んだなど

不利益取扱いを行うことは違法です

- ・解雇
- ・退職の強要
- ・正社員からパートへの契約変更の強要など

ご相談・お問い合わせは労働局雇用均等室へ

※相談は無料です。秘密は守られます。

雇用均等室

検索



厚生労働省 都道府県労働局

働きながらお母さんになるあなたへ

職場でつらい思い、 していませんか？

「赤ちゃんが生まれる！」という嬉しい思いと、仕事を続けながら妊娠・出産・育児という大きなイベントを迎える不安の両方を抱える大変なママさんたち。
会社の皆さんもあなたの妊娠・出産を祝福してくれていますか？



1年契約で
更新されてきたが、**妊娠を
伝えたら、「次の契約更新は
しない」と**言われた。

**妊娠を報告したら、
「退職してもらう」
と**言われた。

上司から、
「産休・育休は認めない」
と言われた。

**正社員なのに、
妊娠したら「パートに
なれ」と**言われた。

妊娠・出産・産休・育休などを理由とする
解雇などの不利益な取扱いは、法律※で禁止されています。
お困りの方は**雇用均等室（連絡先：裏面）**までご相談下さい。

※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法

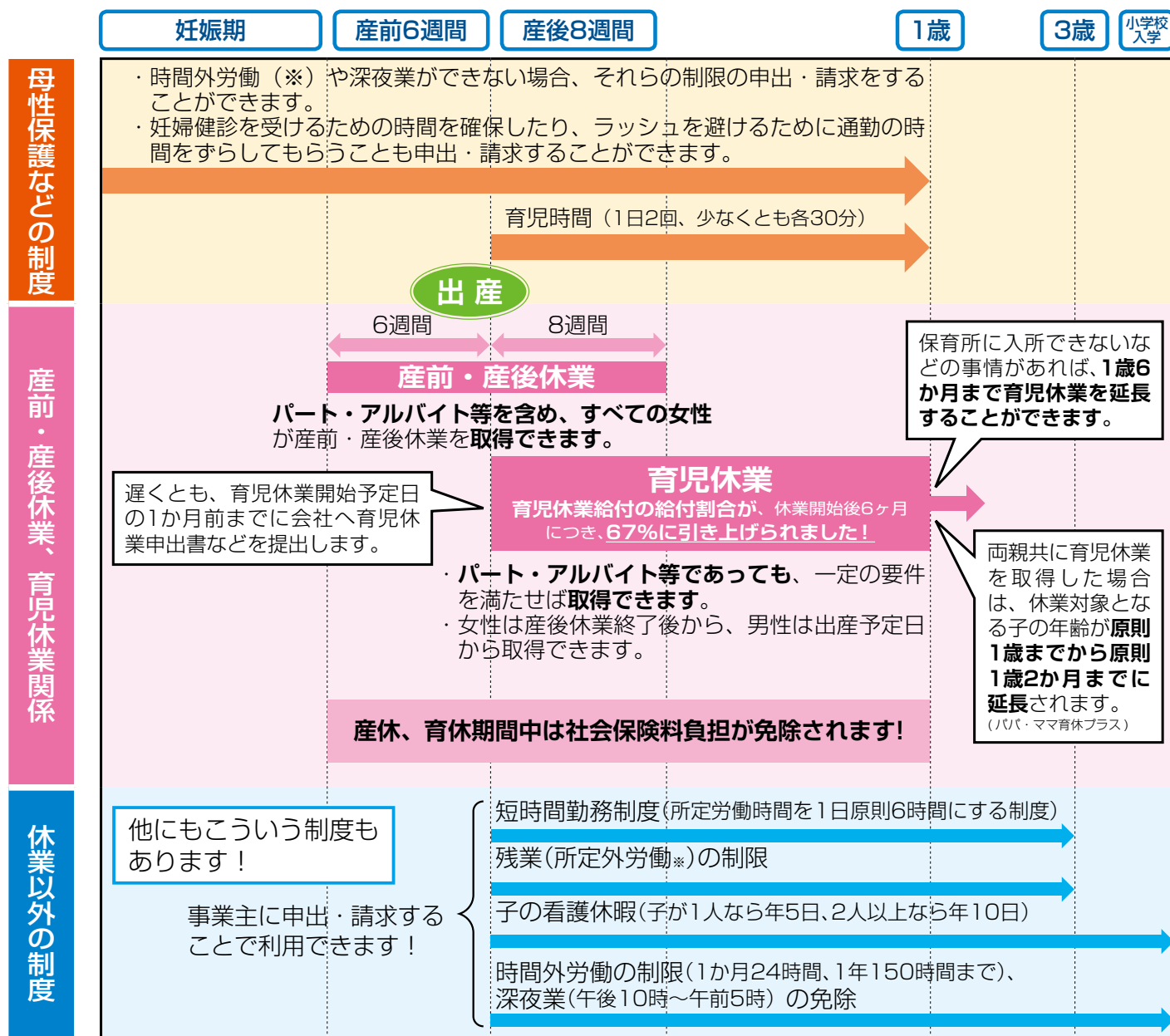
例えばこんなことを理由として

- 妊娠した、出産した
- 妊婦健診を受けに行くため仕事を休んだ
- つわりや切迫流産で仕事を休んだ
- 産前・産後休業をとった
- 育児休業をとった
- 子どもが病気になり、看護休暇をとった
- 育児のため残業や夜勤の免除を申し出たなど。

こんな取扱いを受けたら法違反です

- 解雇された
- 退職を強要された
- 契約更新がされなかった
- 正社員からパートになれと強要された
- 減給された
- 普通ありえない様な配置転換をされたなど。

妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度はたくさんあります!



※時間外労働：労働基準法で定められている1日8時間または1週間40時間を超える労働。
 残業(所定外労働)：会社で決められている始業から終業までの時間を超える労働。

都道府県労働局雇用均等室へご相談を! (匿名でも大丈夫・相談は無料です)

[受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)]

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-210-5009	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

★都道府県労働局雇用均等室とは?

- ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイム労働法の施行、これらの法律の周知、履行確保等を行う国の機関です。
- ・労働者や事業主の方々からの相談の受付、適切な雇用管理がなされるよう事業主への報告徴収や是正指導を行っています。
- ・労働者と事業主の間に上記法律に関するトラブルが起きた場合は、労働局長による援助や調停会議も行っています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

労働保険の年度更新（申告・納付）は 6月1日から7月10日までです

鹿児島労働局では、労働保険徴収室・労働基準監督署を始め県内28の会場で、労働保険料の概算・確定申告の受付を行います。郵送やインターネットによる受付もできますので、ぜひご利用ください。

事業主の皆様には、法定期限の7月10日（金）までに労働保険料の申告・納付をしていただきますようお願いいたします。

平成23年度から、受付・審査事務の一部を民間業者に外部委託したことから、受託業者から申告内容について事業主に照会することがあります。

また、石綿健康被害救済のための一般拠出金についても、労働保険料と併せて申告・納付していただくことになります。

※ 労働保険料は、

- 労働者の業務上又は通勤途中の負傷や疾病、死亡等に対して行う保険給付（労災保険）
- 労働者が失業したときや就職促進のための給付、事業主に対して行う各種助成等（雇用保険）

といったセーフティネットの基になるものです。

（総務部労働保険徴収室）

平成 2 7 年度 労働保険年度更新申告書集合受付日程表

地区	月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	所在地・電話番号
鹿児島 日 置	6月17日(水)	10:30～15:00	シーサイドガーデンさのさ（みさきの間）	いちき串木野市長崎町101 0996-32-4177
	6月19日(金)	10:00～16:00	鹿児島総合卸商業団地協同組合 オロシティーホール（大会議室）	鹿児島市卸本町6-12 099-260-2111
	6月25日(木)	10:00～16:00	かごしま県民交流センター （東棟4階大研修室3）	鹿児島市山下町14-50 099-221-6600
	6月26日(金)			
南 薩	6月15日(月)	10:00～15:00	南さつま市民会館（第2会議室）	南さつま市加世田川畑2627-1 0993-53-2331
	6月23日(火)	10:30～15:00	指宿市民会館（大会議室）	指宿市東方12000 0993-22-4105
北 薩	6月22日(月)	10:30～15:00	ホテルキング（2階バンケットホール）	出水市向江町5-18 0996-62-1511
	6月30日(火)	10:00～15:00	宮之城ひまわり館（いきいき学習室）	薩摩郡さつま町宮之城屋地2117-1 0996-52-1123
	7月 7日(火)	10:00～15:00	薩摩川内市国際交流センター （2階会議室A・B）	薩摩川内市天辰町2211-1 0996-22-7741
	7月 8日(水)			
始 良 伊 佐	6月16日(火)	10:30～15:00	伊佐市文化会館（小ホール）	伊佐市大口鳥巣305 0995-22-6320
	6月23日(火)	10:00～15:00	栗野建設会館（2階会議室）	始良郡湧水町米永476 0995-74-2221
	6月29日(月)	10:00～15:00	国分シビックセンター（多目的ホール）	霧島市国分中央3-45-1 0995-45-5111
	7月 1日(水)	10:00～15:00	始良市文化会館（加音ホール会議室）	始良市加治木町木田5348-185 0995-62-6200
大 隅	6月18日(木)	10:30～15:00	曾於市商工会大隅支所（2階大会議室）	曾於市大隅町岩川6491-2 099-482-1432
	6月24日(水)	10:30～15:00	サンポートしぶシアピア（2階アピアホール）	志布志市志布志町志布志3-24-1 099-472-5111
	7月 2日(木)	10:00～15:00	鹿屋合同庁舎（4階共用会議室）	鹿屋市西原4-5-1 0994-43-3385
	7月 3日(金)			
熊 毛	6月 9日(火)	10:30～16:00	種子島合同庁舎（国）（第2会議室）	西之表市西之表16314-6 0997-22-1318
	6月10日(水)	9:30～12:00	中種子町立中央公民館（小会議室）	熊毛郡中種子町野間5186-2 0997-27-1111
	6月11日(木)	13:30～16:00	屋久島離島開発総合センター（第1会議室）	熊毛郡屋久島町宮之浦1593 0997-42-0100
	6月12日(金)	10:00～12:00	屋久島町総合センター（安房）（大会議室）	熊毛郡屋久島町安房187-1 0997-43-5900
大 島	6月10日(水)	14:00～16:30	天城町中央公民館（つつじの間）	大島郡天城町天城430 0997-85-2258
	6月11日(木)	9:30～16:00	徳之島合同庁舎（国）（2階会議室）	大島郡徳之島町亀津553-1 0997-82-1438
	6月12日(金)	9:30～12:00	徳之島交流ひろば ほーらい館（会議室A）	大島郡伊仙町伊仙2575-2 0997-86-3319
	6月17日(水)	13:00～16:00	せとうち物産館（2階会議室）	大島郡瀬戸内町古仁屋船津38 0997-72-4595
	6月18日(木)	9:00～16:00	奄美文化センター（2階第2会議室）	奄美市名瀬長浜町517 0997-54-1211
	6月19日(金)	9:00～12:00		
	6月24日(水)	15:00～17:00	知名町中央公民館（小会議室）	大島郡知名町知名411 0997-93-2041
	6月25日(木)	9:00～12:00	和泊町商工会（会議室）	大島郡和泊町和泊1225 0997-92-0148
	6月30日(火)	14:30～17:00	与論町中央公民館（第3研修室）	大島郡与論町茶花1015 0997-97-2079
	7月 7日(火)	9:00～12:00	喜界町中央公民館（団体室）	大島郡喜界町赤連18-2 0997-65-0229

梅雨時期の土砂崩壊等による労働災害の防止に 取り組みます

5月19日に奄美地方が梅雨入りし、鹿児島県本土でもこれから梅雨の時期となります。この時期は、大雨等による土砂崩壊災害が発生し、また、これに伴う災害復旧工事等も行われます。

梅雨時期は、建設工事現場における土砂崩壊等による労働災害の発生が懸念されるため、鹿児島労働局では、その日の作業を開始する前や降雨後の作業再開時に、作業箇所の事前点検や避難措置等の各種対策を講じるよう、関係団体等を通じた周知啓発や指導を実施していきます。

(労働基準部健康安全課)

職場の熱中症を防ごう！

熱中症とは、高温多湿な環境下において体内の水分等のバランスが崩れるなどにより発症する障害で、めまいや失神等の症状があらわれ、死に至る場合もあります。

鹿児島県内においては、平成26年に休業4日以上労働災害として7件の報告があり、うち1件は死亡災害です。また、月毎に見ると、4月に1件、6月に1件、7月に3件（うち死亡1件）、8月に2件となっています。

鹿児島労働局では、これから夏に向けて、高温多湿場所の職場環境の改善や水分・塩分の摂取等熱中症予防対策の周知啓発・指導を実施します。

熱中症を防ぐために、皆様に取り組んでいただきたいことについては、鹿児島労働局ホームページ「熱中症を防ごう」をご覧ください。

（労働基準部健康安全課）

平成27年5月14日
【照会先】
労働基準局安全衛生部労働衛生課
課長 泉 陽子
主任中央労働衛生専門官 毛利 正
(代表電話)03(5253)1111(内線5498)
(直通電話)03(3502)6755

報道関係者 各位

平成26年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」を公表します

～平成27年の熱中症予防対策も建設業、警備業、製造業を重点に実施～

厚生労働省では、このほど、平成26年の「職場での熱中症による死傷災害の発生状況」を取りまとめました(別添資料参照)*1。この結果を踏まえて、平成27年の職場における熱中症予防対策については、昨年に続き、死傷災害が多く発生している建設業や製造業などを重点業種とし、重点事項などについて都道府県労働局長あてに通達を出しました。

●平成26年度の職場における熱中症による死傷者の状況

昨年(平成26年)の職場での熱中症*2による死傷者(死亡・休業4日以上)は423人と、平成25年よりも107人少なく、うち死亡者は12人と、平成25年よりも18人少なくなっています。しかしながら、近年の熱中症による死傷者は、猛暑だった平成22年の後も、毎年400～500人台で高止まりの状態にあります。

業種別に死傷者をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約5割がこれらの業種で発生しています。

平成26年に熱中症で死亡した12人の状況を見ると、WBGT値*3(暑さ指数)の測定を行っていなかった(11人)、計画的な熱への順化期間が設定されていなかった(10人)、定期的な水分・塩分の摂取を行っていなかった(8人)、健康診断を行っていなかった(7人)など、基本的な対策が取られていなかったことが分かります。

●平成27年の熱中症予防対策

今年の夏は、気温が平年並みか平年より高くなることが見込まれ、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念されます。

平成27年の職場における熱中症予防対策については、平成26年に死傷災害が多く発生している建設業と建設現場に付随して行う警備業、製造業を重点業種として実施し、重点事項などについて都道府県労働局長あてに通達(平成27年5月14日付け。以下の概要参照)を出すなど、取組を推進することとしています。

平成27年の職場での熱中症予防対策の重点的な実施についての概要

1 建設業や、建設現場に付随して行う警備業では、特に次の4項目を重点事項とすること。

- (1) WBGT 基準値を超えることが予想される場合には、簡易な屋根の設置、スポットクーラーの使用、作業時間の見直しを行うとともに、単独での作業を避けること。
作業時間については、特に、7、8月の14時から17時の炎天下などで WBGT 値が基準値を大幅に超える場合には、原則作業を行わないことも含めて見直しを図ること。
- (2) 作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒、朝食を食べていない、発熱・下痢による脱水症状などがみられる場合は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、作業員に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼の際にその状態が顕著にみられる作業員については、作業場所の変更や作業転換などを行うこと。
- (3) 管理・監督者による頻繁な巡視や、朝礼などの際の注意喚起などにより、自覚症状の有無に関わらず、作業員に水分・塩分を定期的に摂取させること。
- (4) 高温多湿な作業場所で初めて作業する場合には、順化期間を設けるなどの配慮をすること。

2 製造業では特に次の2項目を重点事項とすること。

- (1) WBGT 値の計測などを行い、必要に応じて作業計画の見直しなどを行うこと。
- (2) 管理・監督者による頻繁な巡視や、朝礼などの際の注意喚起などにより、自覚症状の有無に関わらず、作業員に水分・塩分を定期的に摂取させること。

*1 これまでは死亡災害のみを集計していましたが、今回から死傷災害全体を集計しています。

*2 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。
めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐(おうと)・倦怠(けんたい)感・虚脱感、意識障害・痙攣(けいれん)・手足の運動障害、高体温などの症状が現れます。

*3 WBGT値とは、

気温に加え、湿度、風速、輻射(放射)熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。